

国営造成施設管理体制整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業水利施設である国営造成施設は農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有しており、近年の都市化・混在化の進展に伴い、その多面的機能を享受している地域住民が増加する中で、施設と環境との調和への配慮や安全管理の強化が求められている。

このような中で、知事は、地域住民が享受している多面的機能の発揮等に対応したより適切な管理体制の整備・強化を図るため、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（平成12年3月24日付け構改A183号農林水産事務次官通達。以下「通達」という。）に基づき、国営造成施設を管理している土地改良区等に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところとする。

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）の管理体制整備強化支援事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は次のとおりとする。

- 1 土地改良区等が負担する管理費用のうち多面的機能の発揮にかかる管理に要する費用で、管理費用の37.5%以内。
- 2 土地改良区等が負担する環境や安全に配慮した高度な管理に要する費用で、管理費用の100%以内。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によらなければならない。

(変更承認申請)

第5条 規則第6条第1項第1号の規定により補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更する場合（事業費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える経費の額の増減、又は、費目区分欄に掲げる経費の新設、変更、廃

止。)には変更承認申請書(第2号様式)を地域振興局長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第6条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(第3号様式)によらなければならない。

(補助金の支払い)

第7条 補助金の支払いは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 補助金の概算払いを受けようとする場合は、補助金概算払請求書(第4号様式)を地域振興局長に提出しなければならない。

(証拠書類等の整備及び保管)

第8条 補助金の交付を受けた土地改良区等は、当該事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から適用し、従前の国営造成施設管理体制整備促進事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する